

ひまわりこども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ひまわり保育園
所 在 地	福井市足羽 3-2-28
電 話 番 号	0 7 7 6 - 3 5 - 2 4 1 7
代表者氏名	理事長 杉山 宣子

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	ひまわりこども園
施 設 の 所 在 地	福井市足羽 3-2-28
連 絡 先	電話番号 0 7 7 6 - 3 5 - 2 4 1 7
管 理 者	園長 杉山 宣子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	< 1号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 < 2号認定子ども > 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 57人 < 3号認定子ども > 満3歳未満で保育を必要とする児童 43人
開 設 年 月 日	平成28年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1239.27㎡
	園庭	594.11㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根四階建一部鉄骨造り二階建
	延べ面積	906.10㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	たんぽぽA組(0、1才児クラス)
ほふく室	3室	たんぽぽB組(1才児クラス)
保育室	4室	もみじ組(2歳児クラス)、 すみれ組(3歳児クラス)、 もも組(4歳児クラス)、 ゆり組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
多目的室	1室	
調理室	1室	
医務室	1室	
事務室	1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	職員及び業務の管理、指揮命令、園児の把握
副園長	1名	園長補佐
主幹保育教諭	2名	地域の子育て支援、保育内容の統括
保育教諭	15名以上	教育・保育に従事し計画の立案、実施、記録、家庭連絡
栄養士	1名	離乳食、幼児食の献立作成、調理、食育
調理員	2名以上	給食、おやつ調理
学校医	1名	健康管理に関する技術及び指導
学校歯科医	1名	健康管理に関する技術及び指導
学校薬剤師	1名	健康管理に関する技術及び指導
事務職員	1名	事務処理、経理処理
用務員兼運転手	1名	用務・園バス運転

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、祝祭日 ・ <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業（7月26日から8月25日まで） 冬季休業（12月26日から1月5日まで） 学年末休業（3月28日から3月31日まで） 学年始休業（4月1日から4月3日まで） <p>（年度により、多少前後します）</p> <p>※上記休業日と土曜日は幼稚園型一時預かりとしてお預かりできます。</p>
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	10時～14時【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時30分～18時30分【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

【※1】

15時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。（別途利用者負担額が必要となります。）

【※2】

7時30分から18時30分までの範囲内で、教育保育を必要とする時間となります。

実際に教育保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、18時31分から19時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

【※3】

8時から16時までの範囲内で、教育保育を必要とする時間となります。実際に教育保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により教

育保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時1分から18時30分までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育、特別支援教育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 一時預かり保育（幼稚園型）

1号認定の教育時間終了後、やむを得ない理由により保育が必要な場合は19:00までの範囲内で一時預かりを提供します。

(4) 体操教室（3歳以上児 週1回）

スイミングスクール（5歳児 5月、6月 計10回）

かみしばいの時間（2歳児以上 月1回）

(5) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(6) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎週別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(4) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

1.0 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
 - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
 - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

1.1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1.2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	三崎医院
院長名	三崎 裕史
所在地	福井市左内町8-9（左内公園南）
電話番号	0776-35-0451

(2) 歯科

医療機関の名称	山本歯科医院
院長名	山本 貴裕
所在地	福井市照手1丁目10-20
電話番号	0776-22-5792

(3) 薬剤師

名称	ほけん薬局
薬剤師名	西田 佐恵子

所在地	福井市順化2-25-5
電話番号	0776-25-9797

1.3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井南警察署	34-0110
明里交番	34-2238
南消防署	33-0119
三崎医院	35-0451
福井市子育て支援課	20-5270

1.4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	杉山 宣子
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・非常通報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名	宮崎しのぶ	森岡早苗
	電話番号	090-6815-2760	090-2371-8907
相談・苦情 解決責任者	氏名	杉山 宣子	
	電話番号	35-3091	
第三者委員	片山 栄一	電話番号 56-1231	
		役職・肩書等 監事、自治会長	
		電話番号	
		役職・肩書等	

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1.6 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	こども園の管理下による、園児の負傷・疾病・障害・死亡
保険金額（補償限度額）	負傷・疾病 医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 障害 障害見舞金 3,770万円～82万円 通園中の災害の場合 1,885万円～41万円 死亡 死亡見舞金 2,880万円 通園中の場合 1,400万円

1.7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ひまわりこども園 園長 杉山 宣子

私は、本書面に基づいてひまわりこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

別表

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
保護者会費	保護者会活動（行事） 交通安全やまびこクラブ会費 日本スポーツ振興センター等	全員	月 600 円
制服	ズボン(スカート) + ボロシャツ + セーター + ベスト + ジョギングパンツ	3 歳児以上	男子 約 21,100 円 女子 約 22,200 円
給食費	主食費及び副食費	1 号認定 2 号認定	主食費 500 円 副食費 4,500 円 計 5,000 円/月
絵本代	月刊絵本	2. 3. 4. 5 歳児	約 400 円～460 円/月
入園時教材代	卒園時まで個人で使う教材	0. 1. 2 歳児	約 500 円
		3 歳児～5 歳児	約 2,800 円
	体操帽	2 歳児～5 歳児	約 1,000 円
年度教材代	個人で使う教材・ワーク類	0～1 歳児	約 500 円
		2 歳児	約 1,300 円
		3 歳児	約 3,000 円
		4 歳児	約 7,200 円
		5 歳児	約 6,800 円
園バス	時間的、家庭的に通園し易いよう	利用者	片道 月 1,500 円 往復 月 3,000 円
遠足代	バス代・施設使用料	2 歳児以上	親子 約 2,000 円
鍵盤ハーモニカ代	鍵盤ハーモニカ代 (希望者のみ)	4 歳児	約 6,500 円
アルバム	卒園記念アルバム	5 歳児	約 10,000 円

(いもほり代等、行事は別途実費徴収します)

[年度により、教材の種類、価格変動により、若干変わります。内訳は、年度始めにお知らせして、実費を頂きます。]

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

30分以内 日額 100円（月額上限1,500円）

閉所時間以降 日額加算100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

午前7時30分から午前8時まで 無料

午後4時1分以降4時30分まで 日額100円（月額上限1,500円）

午後4時31分以降6時まで 日額200円（月額上限2,500円）

午後6時1分以降 日額300円（月額上限3,500円）

閉所時間以降

日額加算100円

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

〔1〕平日

午後3時以降4時30分まで	日額100円
午後4時31分以降6時まで	日額200円
午後6時1分以降7時まで	日額300円（月額上限3,500円）

〔2〕夏季、冬季、年度末、年度始の休園日

登園時間より 6時間30分以内	日額200円
登園時間より 8時間以内	日額300円
登園時間より 9時間30分以内	日額400円
登園時間より 10時間30分以内	日額500円（月額上限6,500円）

〔3〕土曜日

登園時間より 5時間30分以内	日額400円
登園時間より 7時間30分以内	日額500円
登園時間より 9時間30分以内	日額600円

4 一般型一時預かりに関する利用者負担

〔1〕利用料

4時間以内	1,000円
4時間超	2,000円

〔2〕食事代

食事代	200円
おやつ代	50円

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合、その他きょうだい別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

ひまわりこども園 園長 杉山 宣子 様

年 月 日

児童氏名 :

保護者住所:

保護者氏名:

児童から見た続柄: